



17川人委調第464号

平成18年2月22日

川崎市議会

議長 矢 沢 博 孝 様

川崎市人事委員会

委員長 日野原 守

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成18年2月17日付け17川議議第784号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第2号 川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

この条例案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第3号 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

この条例案は、川崎市立診療所条例の廃止に伴い、所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第4号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

この条例案は、休日の代休日制度を新設すること等を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第6号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

この条例案のうち一般職の職員に関する部分は、地方自治法の一部改正に伴う所要の整備を行うこと、週休日の振替に関する時間外勤務手当及び災害派遣手当の新設を行うこと等をするものであり、異議はありません。

議案第7号 常勤の監査委員の期末手当及び管理又は監督の地位にある
職員等の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

この条例案のうち一般職の職員に関する部分は、管理職手当に係る特例の措置を昨年に引き続き再度1年間延長するものではありませんが、依然として厳しい本市の財政状況を踏まえた措置であり、やむを得ないものと考えます。